

平成 3 0 年

大蔵村議会会議録

第 1 回臨時会	5 月 8 日	開 会
	5 月 8 日	閉 会

大 蔵 村 議 会

平成30年 5 月 8 日（火曜日）

第 1 回 大蔵村議会臨時会会議録
(第 1 日目)

平成30年 第1回大蔵村議会臨時会会議録

平成30年5月8日（火曜日）

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	佐藤雅之君
3番	加藤忠己君	4番	矢口智君
5番	海藤邦夫君	6番	八鍬信一君
7番	佐藤勝君	8番	中島幸夫君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
危機管理室長	佐藤利男君
産業振興課長	越後享君
地域整備課長	高山和広君
地域整備課長補佐	東谷英真君
健康福祉課長	国分浩一君
健康福祉課長補佐	佐藤克也君
住民税務課長	長南正寿君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
教育委員会次長	矢口真二郎君

職務のために議場に参加した事務局職員の職氏名

議事日程 第1号

平成30年5月8日（火曜日） 午前10時00分 開議

議事日程第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議第45号 専決処分の承認を求めるについて

平成29年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）

第 4 議第46号 専決処分の承認を求めるについて

平成29年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

第 5 議第47号 専決処分の承認を求めるについて

平成29年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）

第 6 議第48号 専決処分の承認を求めるについて

平成29年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）

第 7 議第49号 専決処分の承認を求めるについて

平成29年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）

第 8 議第50号 専決処分の承認を求めるについて

平成29年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第6号）

第 9 議第51号 専決処分の承認を求めるについて

平成29年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）

第10 議第52号 専決処分の承認を求めるについて

平成29年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第11 議第53号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議第54号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議第55号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例の制定について

第 1 4 議第 5 6 号 肘折生涯学習センター校舎棟解体工事の請負契約について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

本臨時会に御出席いただき、まことに御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、平成30年第1回大蔵村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議の前に村長さんから一言、報告があるそうですから。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆さん、改めましておはようございます。平成30年村議会第1回臨時会開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る5月3日に開催をされました春季消防演習は大成功裏に終了できましたこと、感謝を申し上げます。また、本格的な春の農作業が始まった何かとお忙しい中、議員の皆様方には本日の本会議に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、この冬の大雪の影響で災害が起きなければよいがと思っていた矢先でございましたけれども、平林と塩の両地区で地滑りの兆候が出ております。最上総合支庁と関係機関の全面的な対応をいただき、現在は安定している状況にあります。詳しい内容につきましては、5月23日の全員協議会で報告をさせていただく予定にしているところであります。

次に、みちのくインバウンド協議会のタイ視察・交流ツアーに、私と小林観光アドバイザー、そして肘折温泉旅館の後継者2名の合計4名が参加をしてまいりました。平成28年度からのインバウンドとして、タイを中心とした肘折温泉への観光客は約600名を数えております。延べの宿泊数に直しますと、790泊となっている状況であります。今回の視察研修は外国人、特にタイ王国の人々ですけれども、どう迎えるかを命題として実施をされたところであります。新聞記事を添付しておりますので、後でごらんになってください。この記事は、荘内日報の記者が同行いたしまして、私たちと毎日いろんな情報交換をしながら記事にしたというものでございます。

さて、本日の議案でございますけれども、12件ございます。うち専決処分は11件となっておりますけれども、残り1件はですけれども、これは肘折生涯学習センター等の解体工事の請負契約が5,000万円を超えることから、議会の御同意をいただくものであります。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いを申し上げて、挨拶といたします。

○議長（鈴木君徳君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により7番佐藤 勝議員、8番中島幸夫議員の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって本臨時会は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 議第45号 専決処分の承認を求めるについて

平成29年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、議第45号専決処分の承認を求めるについて 平成29年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第45号専決処分の承認を求めるについて、平成29年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額から9,700万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,500万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に、地方債の補正は、「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第45号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

平成29年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）

平成30年 5 月 8 日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

それでは、補正予算書の 2 ページ目をお願いいたします。

専第 4 号

平成29年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）

平成29年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,500万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は「第 2 表 地方債補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により村長専決する。

平成30年 3 月 30 日

大蔵村長 加 藤 正 美

それでは、7 ページをお願いします。

第 2 表 地方債補正

起債の目的、辺地対策事業債、1 億8,600万円を 1 億7,920万円に、過疎対策事業債 6 億2,390万円を 6 億1,840万円、過年発生補助災害復旧事業債1,870万円を960万円、地域総合整備事業債2,300万円を1,800万円、合計として 9 億7,630万円を 9 億4,990万円に変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

12ページをお願いします。

2 歳入

1 款村税 5 項 1 目入湯税64万円の減。

2 款地方譲与税 1 項 1 目地方揮発油譲与税196万5,000円。

2 項 1 目自動車重量贈与税442万9,000円。

3 款 1 項 1 目利子割交付金17万円。

4 款 1 項 1 目配当割交付金35万円。

5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金46万9,000円。

6 款 1 項 1 目地方消費税交付金294万9,000円。

7 款 1 項 1 目自動車取得税交付金538万8,000円。

9 款 1 項地方交付税。次のページをお願いいたします。1 目地方交付税 1 億7,303万9,000円。

10 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金31万5,000円。

11 款分担金及び負担金 1 項負担金 2 目民生費負担金679万3,000円。3 目農林水産業費負担金182万8,000円の減。4 目教育費負担金2,000円の減。

12 款使用料及び手数料 1 項使用料 4 目土木使用料48万4,000円の減。

2 項手数料 1 目総務手数料29万4,000円の減。2 目衛生手数料39万7,000円の減。

13 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金897万3,000円の減。

次のページをお開きください。

2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金65万8,000円。2 目民生費国庫補助金28万2,000円の減。

5 目土木費国庫補助金1,251万9,000円。

3 項委託金 2 目民生費委託金 4 万3,000円の減。

14 款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費負担金380万1,000円の減。

2 項県補助金 1 目総務費県補助金165万8,000円。2 目民生費県補助金172万3,000円の減。次のページをお開きください。3 目衛生費県補助金28万8,000円の減。4 目農林水産業費県補助金3,049万6,000円の減。5 目土木費県補助金90万6,000円の減。

3 項委託金 1 目総務費委託金83万2,000円の減。

15 款財産収入 1 項財産運用収入 2 目利子及び配当金29万9,000円の減。2 目財産売払収入457万1,000円。次のページをお願いいたします。1 目物品売払収入457万1,000円。

16 款 1 項寄附金 1 目一般寄附金6,962万9,000円。

17 款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 3 億400万円の減。2 目ふるさと活性化事業基金繰入金94万6,000円の減。

19 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料 1 目延滞金 9 万7,000円の減。

4 項雑入 5 目雑入82万9,000円。

20 款 1 項村債 1 目総務債30万円の減。次のページをお願いいたします。2 目民生債10万円。

4 目農林水産業債1,020万円の減。5 目商工債160万円。6 目土木債840万円の減。8 目教育債10万円の減。9 目災害復旧費910万円の減。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費90万円の減。3 目財政管理費 1 億1,012万円。5 目財産管理費99万7,000円の減。6 目企画費501万8,000円の減。8 目地域振興費144万6,000円の減。9 目情報システム費844万7,000円の減。10 目村営バス事業費585万円の減。11 目諸費16万円の減。12 目情報通信基盤施設管理事業費204万6,000円の減。

次のページをお願いいたします。

2 項徴税費 1 目税務総務費、こちらは財源内訳の変更でございます。2 目賦課徴収費66万9,000円の減。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 3 万1,000円の減。

4 項選挙費 3 目衆議院議員選挙費62万円の減。

次のページをお願いいたします。

5 項 2 目統計調査費、これは財源内訳の変更でございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費46万円の減。2 目国民年金費、これは財源内訳の変更です。3 目老人福祉費1,793万8,000円の減。次のページをお開きください。4 目障害福祉費1,341万円の減。5 目国民健康保険費528万7,000円の減。6 目福祉医療費520万円の減。7 目後期高齢者医療費 9 万1,000円の減。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費266万6,000円の減。次のページをお開きください。2 目児童福祉施設費262万円。3 目児童措置費418万9,000円の減。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費120万円の減。2 目成人老人保健事業費469万円の減。次のページをお開きください。3 目母子保健事業費183万円の減。4 目予防費290万円の減。5 目健康づくり推進費45万9,000円の減。6 目環境衛生費91万1,000円の減。7 目浄化槽費90万円の減。

2 項清掃費 1 目清掃総務費80万円の減。

次のページをお開きください。

3 項簡易水道費 1 目簡易水道費705万7,000円の減。

6 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費259万5,000円の減。3 目農業振興費5,510万7,000円の減。次のページをお願いいたします。4 目水田農業経営確立対策事業費73万6,000円の減。5 目畜産費64万円の減。6 目農地費242万4,000円の減。

2 項林業費 1 目林業総務費60万円の減。2 目林道整備費102万9,000円の減。

7 款 1 項商工費 2 目商工振興費95万円の減。次のページをお願いいたします。3 目観光費35万円の減。

2 項 1 目地域活性化促進費26万円の減。

8 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費469万2,000円の減。

2 項道路橋りょう費 1 目道路橋りょう総務費109万6,000円の減。2 目道路維持費518万6,000円。次のページをお願いいたします。3 目道路新設改良費842万3,000円の減。4 目橋りょう維持費121万1,000円の減。

5 項下水道費 1 目特定環境保全公共下水道費485万1,000円の減。

次のページをお願いいたします。

6 項住宅費 1 目住宅管理費31万4,000円の減。

9 款 1 項消防費 2 目消防施設費77万5,000円の減。4 目危機管理費92万6,000円の減。5 目防災無線管理費 2 万円の減。

10 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費107万9,000円の減。次ページをお開きください。3 目スクールバス運行管理費101万8,000円の減。

2 項小学校費 1 目学校管理費178万4,000円の減。3 目クラブ活動費 5 万3,000円の減。4 目情報教育費 5 万円の減。5 目学校給食費34万1,000円の減。

3 項中学校費 1 目学校管理費139万1,000円の減。次のページをお開きください。2 目学校教育費28万7,000円の減。4 目情報教育費 5 万円の減。5 目学校給食費30万8,000円の減。

4 項社会教育費 1 目社会教育総務費31万8,000円の減。2 目公民館費166万9,000円の減。3 目生涯学習センター管理費151万4,000円の減。4 目生涯教育推進費11万3,000円の減。6 目文化財保護費17万3,000円の減。

次のページをお開きください。

5 項保健体育費 1 目保健体育総務費 7 万6,000円の減。3 目運動公園管理費11万1,000円の減。

11 款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費 1 目耕地災害復旧費204万7,000円の減。2 目林業災害復旧費307万9,000円の減。

2 項公共土木施設災害復旧費。次のページをお願いいたします。1 目公共土木施設災害復旧費732万9,000円の減。

12 款 1 項公債費 2 目利子896万5,000円の減。

以上、御審議の上、御承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がな

いようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4 議第46号 専決処分の承認を求めるについて

平成29年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（鈴木君徳君） 議第46号専決処分の承認を求めるについて 平成29年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第46号専決処分の承認を求めるについて 平成29年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。

この議案は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額から898万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,681万7,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第46号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

平成29年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

平成30年5月8日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

補正予算書の56ページをお願いいたします。

専第5号

平成29年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

平成29年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ898万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,681万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

平成30年3月30日

大蔵村長 加藤 正 美

62ページをお願いいたします。

2 歳入

1 款 1 項国民健康保険税 2 目退職被保険者等国民健康保険税10万1,000円の減。

2 款使用料及び手数料 1 項手数料 2 目督促手数料 1 万7,000円の減。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目療養給付費等負担金664万2,000円。 3 目特定健康診査等負担金 7 万6,000円の減。

2 項国庫補助金 1 目財政調整交付金551万7,000円の減。 2 目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金288万4,000円。

4 款県支出金 1 項県負担金 2 目特定健康診査等負担金13万8,000円の減。

2 項県補助金 1 目財政調整交付金163万9,000円の減。

5 款 1 項 1 目療養給付費等交付金505万5,000円の減。

8 款財産収入。次のページをお願いいたします。 1 項財産運用収入 1 目利子及び配当金 9 万7,000円の減。

9 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金528万7,000円の減。

11 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料 1 目延滞金 6 万2,000円の減。

3 項雑入 6 目高額療養費等貸付金元利収入50万円の減。 7 目健診手数料 2 万円の減。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、こちらは財源内訳の変更でございます。

2 項徴税費 1 目賦課徴収費3,000円の減。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費745万6,000円の減。 2 目退職被保険者等療養給付費、こちらも財源内訳の変更でございます。

4 項出産育児諸費 1 目出産育児一時金84万円の減。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項後期高齢者支援金等 1 目後期高齢者支援金、こちらにつきましても財源内訳の変更でございます。

5 款 1 項老人保健拠出金 1 目老人保健医療費拠出金 1 万円の減。

8 款保健事業費 1 項 1 目特定健康診査等事業費 7 万4,000円の減。

2 項保健事業費。次のページをお願いいたします。 1 目保健衛生普及費4,000円の減。

9 款 1 項基金積立金 1 目給付基金積立金 9 万6,000円の減。

10 款諸支出金 2 項貸付金 1 目高額療養費等貸付金50万円の減。

以上、御審議の上、御承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 5 議第 47 号 専決処分の承認を求めるについて

平成 29 年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第 7 号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第 5、議第 47 号専決処分の承認を求めるについて 平成 29 年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第 47 号専決処分の承認を求めるについて 平成 29 年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第 7 号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から 705 万 7,000 円を減額し、予算の

総額を歳入歳出それぞれ 2 億1,419万9,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第 1 表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第47号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

記

平成29年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第 7 号）

平成30年 5 月 8 日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

補正予算書の74ページをお願いいたします。

専第 6 号

平成29年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第 7 号）

平成29年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ705万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億1,419万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により村長専決する。

平成30年 3 月 30 日

大蔵村長 加 藤 正 美

80ページをお願いいたします。

2 歳入

3 款 1 項 1 目繰入金705万7,000円の減。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

1 款 1 項水道事業経営総務費 1 目水道管理費638万3,000円の減。

3 款諸支出金 1 項償還金及び還付金 1 目水道使用料還付金67万4,000円の減。

以上、御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 6 議第 4 8 号 専決処分の承認を求めるについて

平成 2 9 年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補
正予算（第 6 号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第 6、議第48号専決処分の承認を求めるについて 平成29年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第48号専決処分の承認を求めるについて 平成29年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 6 号）。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から519万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億6,927万7,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第 1 表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第48号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

記

平成29年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 6 号）

平成30年 5 月 8 日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

補正予算書の86ページをお願いいたします。

専第 7 号

平成29年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 6 号）

平成29年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ519万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億6,927万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により村長専決する。

平成30年 3 月30日

大蔵村長 加 藤 正 美

92ページをお願いします。

2 歳入

1 款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目下水道事業費分担金12万1,000円。

2 款使用料及び手数料 1 項 1 目下水道使用料46万円の減。

4 款 1 項 1 目繰入金485万1,000円の減。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

1 款 1 項公共下水道事業経営総務費 1 目下水道管理費519万円の減。

以上、御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7 議第49号 専決処分の承認を求めるについて

平成29年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議第49号専決処分の承認を求めるについて 平成29年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第49号専決処分の承認を求めるについて 平成29年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額から585万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,071万9,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に、地方債については、「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 議第49号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

平成29年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）

平成30年5月8日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

補正予算書の98ページをごらんください。

専第8号

平成29年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）

平成29年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ585万5,000円を減額し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ 2 億3,071万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により村長専決する。

平成30年 3 月30日

大蔵村長 加 藤 正 美

101ページをごらんください。

第 2 表 地方債補正

過疎対策事業債520万円を470万円に変更するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

106ページをごらんください。

2 歳入

1 款診療収入 1 項外来収入 1 目国民健康保険診療収入185万4,000円の減。 3 目後期高齢者診療収入104万9,000円の減。 4 目一部負担金88万9,000円の減。 5 目その他の診療収入3,000円の減。

4 款 1 項 1 目繰入金120万円の減。

7 款 1 項村債 1 目診療債50万円の減。

108ページをごらんください。

3 歳出

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費585万5,000円の減。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 8 議第 5 0 号 専決処分の承認を求めるについて

平成 2 9 年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第 6 号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第 8、議第 50 号専決処分の承認を求めるについて 平成 29 年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第 50 号専決処分の承認を求めるについて 平成 29 年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第 6 号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に 44 万 4, 000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 5, 601 万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第 1 表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 議第 50 号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

記

平成 29 年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第 6 号）

平成 30 年 5 月 8 日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

予算書の 112 ページをごらんください。

専第 9 号

平成 29 年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第 6 号）

平成 29 年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 44 万 4, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 5, 601 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

平成30年3月30日

大蔵村長 加藤 正 美

118ページをお開きください。

2 歳入

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金795万円。

2項国庫補助金1目調整交付金45万6,000円。2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）15万9,000円の減。3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）269万7,000円。4目介護保険事業費補助金46万円。

4款1項支払基金交付金2目地域支援事業交付金（介護予防事業・日常生活支援総合事業）111万1,000円。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金133万2,000円の減。

2項県補助金1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）43万2,000円の減。2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）70万3,000円。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1,097万1,000円の減。

次のページをお開きください。

9款諸収入2項雑入3目介護予防プラン作成料3万9,000円の減。

次のページをお開きください。

3 歳出

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費71万円の減。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費3目施設介護サービス給付費290万1,000円の減。

3款1項基金積立金1目給付基金積立金530万2,000円。

4款地域支援事業費1項1目介護予防・日常生活支援サービス事業費62万5,000円の減。

3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費62万円の減。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第9 議第51号 専決処分の承認を求めるについて

平成29年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第9、議第51号専決処分の承認を求めるについて 平成29年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第51号専決処分の承認を求めるについて 平成29年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、浄化槽整備事業特別会計歳入歳出予算の総額から90万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,508万9,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第51号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

平成29年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年5月8日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

補正予算書の128ページをお願いいたします。

専第10号

平成29年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,508万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

平成30年3月30日

大蔵村長 加藤 正 美

134ページをお願いいたします。

2 歳入

3款1項1目繰入金90万円の減。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

1款浄化槽整備事業費1項1目浄化槽管理費90万円の減。

以上、御審議の上、御承認いただけますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第10 議第52号 専決処分の承認を求めるについて

平成29年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第10、議第52号専決処分の承認を求めるについて 平成29年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第52号専決処分の承認を求めるについて 平成29年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額から15万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,594万5,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第52号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

平成29年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成30年5月8日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

補正予算書の140ページをお願いいたします。

専第11号

平成29年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成29年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,594万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

平成30年3月30日

大蔵村長 加 藤 正 美

146ページをお願いいたします。

2 歳入

1 款 1 項後期高齢者医療保険料 1 目特別徴収保険料5,000円。2 目普通徴収保険料 8 万1,000 円の減。

2 款使用料及び手数料 1 項手数料 2 目督促手数料5,000円。

3 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目事務費繰入金 9 万1,000円の減。

4 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料 1 目延滞金7,000円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 5 万5,000円の減。

2 項 1 目徴収費 3 万6,000円の減。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 2 万1,000円の減。

4 款 1 項 1 目予備費 4 万3,000円の減。

以上、御審議の上、御承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

休憩なしで続けさせていただきますけれども、それでいいですか。（「はい」の声あり）

日程第 1 1 議第 5 3 号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第11、議第53号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第53号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い、村税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法の規定により、専決処分をしたものでございます。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第53号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年5月8日提出

大蔵村長 加藤 正 美

提出理由につきましては、地方税法の一部改正により、大蔵村税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法の規定により専決処分したので、承認を求めるものであります。

専第13号

大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村税条例の一部を改正する条例

内容につきましては、過日、議会全員協議会で御説明させていただきましたので、主に要件を中心とした説明とさせていただきます。本文は省略しまして、お手元に配付されております新旧対照表で説明をさせていただきたいと存じます。

このたびの地方税法の一部を改正する法律の内容につきましては、大きく2つでございます。

1 点目は固定資産税。土地の負担調整措置の現行の仕組みを3年延長するものでございます。

2 点目は地方税法の改正に伴う大蔵村税条例の所要の規定の整理を行うものでございます。

新旧対照表の向かって左が現行、右が改正後（案）で、アンダーラインの部分が改正箇所になります。

1 ページをごらんください。

1 番上の第11条の延滞金の年当たりの割合の基礎となる日数につきましては、後ほど御説明させていただきます村税条例第44条、それから第45条の2、こちらも改正に伴うものでございます。

次の第17条の法人の均等割の税率は、当該を同表へ、法律改正に合わせての所要の規定を整備するものでございます。

一番下の第27条、個人の村民税の申告についてですが、こちらは施行規則の改正に合わせての規定の整備でございます。

2ページ及び3ページ上段にかけて文言の修正が続いております。第2項につきましては、「によって」を「により」に、それから、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に、2ページの第4項では「によって」を「により」に、それから、「においては」を「には」に改正になります。以降、第5項から第8項まで、所要の規定を整備するもので文言の修正が続きますので、ごらんいただきたいと思います。

3ページをお願いいたします。

中ほどの第43条の3の特別徴収義務者は、法律改正に合わせての規定の整備でございます。「以下この節」を「次条第1項」への改正でございます。

同じ3ページ下段の第43条の5は、年金所得に係る仮特別徴収税額等について法律改正に合わせての規定の整備です。第1項中では「においては」を「には」に、それから4ページに移りまして「以下この節」を「次条第2項」への改正でございます。

第3項中、「第43条の5第1項」の次に文言を加える改正で、こちらも法律改正に合わせての規定の整備でございます。

4ページが一番下、第44条ですが、法人の村民税の申告納付につきまして、こちらは租税特別措置法の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を、法人税割額から控除することについて規定するもので、法律改正に合わせての改正でございます。

第2項及び5ページ上段の第3項を追加して、現行の第2項を文言修正の上、第4項に、以下第3項から第7項につきましても、法律改正に合わせての改正で、規定の整理をするものでございます。

改正後は、現行の第4項から第7項までが2項ずつずれる形になります。改正後（案）の第9項中、第45条の2第4項への改正となるものでございます。

7ページをお願いいたします。

7ページ下段の第45条の2、こちらにつきましては、法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金についてです。申告した後に減額、その後増額があった場合には、増額により納めるべき税額のうち、申告前に納付されていた部分はその期間を控除、差っ引いて計算することを規定するものでございます。追加された8ページの第2項、それから第3項及び9ページの第5項と第6項でそのことを説明しております。ごらんになってください。

それでは10ページをお願いいたします。

中段の第59条第7項は、固定資産税の納税義務者等について、こちらは施行規則の改正に合わせての改正でございます。

続きまして一番下の第2条の2は、延滞金の割合等の特例について。第1項については第44条法人村民税の申告納付、そして第2項は第45条の2、法人村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の改正に伴う所要の規定の整備をするものでございます。

11ページをお願いいたします。

下段の附則第2条の3につきましては、納期限の延長に係る延滞金の特例について、先ほどと同じで第45条の2、法人村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の改正に伴う所要の規定を整備するものでございます。

12ページをお願いいたします。

12ページ下段から始まる附則第7条の2、第3項から第11項までは、施行令改正等に合わせたの改正でございます。

大分飛びますけれども、16ページをお願いいたします。

附則第8条は、土地に対して課する「平成27年度から平成29年度まで」の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の見出しを、「平成30年度から平成32年度」までに3年延長するもの、それと規定の整備でございます。

16ページの下の方の附則第8条の2は、平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例の見出し中及び第1項中の年度を、「平成31年度又は平成32年度」に、第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度」に、「平成28年度類似適用土地」もこれも「平成31年度」に、それから「平成29年度分」を「平成32年度分」に、いずれも法律改正に合わせての改正となります。

17ページをお願いいたします。

附則第9条は、住宅に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例の見出し中、それと、第1項中の年度を、こちら「平成30年度から平成32年度まで」に、現行の仕組みを3年延長する法律改正に合わせての改正、第2項も同様の箇所を3年延長。それと、18ページをお願いしたいんですけども、18ページ上段の「にあっては」を「には」への文言の修正でございます。

第3項についても、同様の改正内容でございます。

第4項は同様の3年延長の法律改正に合わせての改正、それと、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」への規定の整備でございます。

第5項も3年延長の改正ですが、左の改正前の欄が前回の改正でこのみちよっと抜け落ちておりまして、それ以前の平成24年度から平成26年度までに改正されないままになってあると思われます。ここにつきましても、このたび一緒に「平成30年度から平成32年度まで」に、同様に改正いたします。

19ページをお願いいたします。

一番下の附則第10条は、農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例の見出し中、それと、第1項中につきましても平成30年度から平成32年度までという部分を、現行の仕組みを3年以上の法律改正に合わせての改正でございます。

20ページをお願いいたします。

中ほどの附則第12条の特別土地保有税の課税の特例につきましては、第1項中、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、こちらも現行の仕組みを3年延長するもの、それと、第2項では、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に、いずれも法律改正に合わせての改正でございます。

それでは、本文の最後のページに戻っていただきたいと思います。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は平成30年4月1日から施行する。

第2条につきましては、村民税に関する経過措置について。

それから第3条につきましては、固定資産税に関する経過措置についてでございます。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

平成30年3月30日

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 12 議第 54 号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第12、議第54号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第54号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法の規定により、専決処分をしたものでございます。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第54号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年5月8日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

提出理由につきましては、地方税法の一部改正により、大蔵村税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法の規定により専決処分したので、承認を求めるものでございます。

専第14号

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

こちらも内容につきましては、議員全員協議会で御説明させていただきましたので、要点を中心とした説明とさせていただきます。本文を省略して、こちらもお手元の新旧対照表で御

説明させていただきたいと存じます。

表の向かって左が現行、右が改正後（案）で、アンダーラインの部分が改正箇所になります。

国保税の主な改正内容につきましては、こちらも大きく2つでございます。1つ目は国保税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の54万円から58万円に引き上げる改正でございます。

2つ目としましては、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準についてでございますが、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の人数に乘じる、掛ける金額を現行の27万円から27万5,000円に引き上げるもの。それと、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の人数に乘じる、掛ける金額を現行の49万円から50万円に引き上げるものでございます。そのほかにつきましては、国民健康保険法施行令の改正に伴いまして、所要の規定を整備するものでございます。

1ページをお願いいたします。第3条の課税額につきましては、こちらは法律改正に合わせての改正でございます。課税額の定義の変更です。平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることに伴っての改正でございます。右側の改正後（案）において第3条第1項第1号は基礎課税額について、第2号は後期高齢者支援金等課税額について、次のページの第3号は介護納付金課税額について、県に支払う納付金に関することを説明しております。

2ページをお願いいたします。第3条第2項は地方税法施行令の改正に合わせて国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額について、先ほど説明しましたけれども、54万円から58万円に引き上げるものでございます。

第3項の後期高齢者支援金の限度額19万円と、それと第4項の介護納付金の限度額16万円につきましては、今回は引き上げはなしでございます。よって、第3項及び第4項は規定の整備のみの変更でございます。

3ページをお願いいたします。

一番上の第6条の2は国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額を規定したものでございます。特定世帯及び特定継続世帯の説明です。第1項第1号は現行の国民健康保険法の括弧書きを削除する改正でございます。こちらは1ページにもう出ているので削除となります。

3ページ下段の第9条国民健康保険税の減額につきましては、先ほどの第3条第2項の課税限度額54万円から58万円への引き上げに伴っての改正でございます。

4ページをお願いいたします。

第9条第1項第2号は、5割軽減に係る1人当たりの所得が27万円から27万5,000円に改正

になります。その下の第3号は2割軽減に係る1人当たりの所得が49万円から50万円に改正になります。どちらも減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更でございます。なお、省略されております第1号の7割軽減なんですけれども、こちらについては、このたび改正はございません。低所得者が幾らかでも納税者有利になるように配慮された軽減措置でございます。

4ページ下段の第24条の2は、特例対象被保険者等に係る申告について。こちらは、マイナンバーによる情報連携で把握できるのであれば、雇用保険受給資格証明書の提示が不要になることによる改正でございます。

それでは、本文の最後のページに戻っていただきたいと思います。

附則

(施行期日)

1 この条例は平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の大蔵村国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

平成30年3月30日

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

大蔵村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第13、議第55号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第55号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法の規定により、専決処分をしたものでございます。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 議第55号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

大蔵村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年5月8日提出

大蔵村長 加藤 正 美

提案理由につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件の明確化と資格要件が拡大することから、大蔵村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する必要がある、専決処分したので承認を求めるものでございます。

専第14号

大蔵村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例を次のように制定する。

大蔵村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

大蔵村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状」に改め、同項に次の1号を加える。

（10）5年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであって、村長が適当と認めたもの
附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

平成30年3月30日

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第14 議第56号 肘折生涯学習センター校舎棟解体工事の請負契約について

○議長（鈴木君徳君） 日程第14、議第56号肘折生涯学習センター校舎棟解体工事の請負契約についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第56号肘折生涯学習センター校舎棟解体工事の請負契約について。

この議案は、去る4月26日に入札をした結果、大蔵村大字南山1493番地3 有限会社中島建設

代表取締役中島照光と肘折生涯学習センター校舎棟解体工事の請負に係る仮契約を行ったものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第56号肘折生涯学習センター校舎棟解体工事の請負契約について次のとおり肘折生涯学習センター校舎棟解体工事の請負契約をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 肘折生涯学習センター校舎棟解体工事の請負
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 6,015万6,000円
- 4 契約の相手方 山形県最上郡大蔵村大字南山1493番地の3
有限会社中島建設
代表取締役中島照光

平成30年5月8日提出

大蔵村長 加藤正美

補足説明をいたします。

指名した業者は12者でございます。予定価格を税抜き8,410万円と定め、4月26日に入札を実施した結果、税抜き5,570万円、税込み6,015万6,000円で有限会社中島建設と仮契約を結んでおります。工期につきましては、平成30年10月10日までとなっております。跡地に肘折地区防災拠点施設の整備を予定しているため、今回解体するものでございます。

2枚目に仮契約書の写しを添付しておりますので、ごらんになっていただきたいと思います。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年第1回大蔵村議会臨時会を閉会いたします。

御審議、まことに御苦労さまでした。

午前 時 分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員